

長野市農業委員会第31回総会議事録

- 1 日 時 令和7年8月29日（金）
開始時刻 午後1時27分 終了時刻 午後2時34分
- 2 場 所 会議室203（第二庁舎10階）
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 阿部 孝二 | 2番 北村 守 | 3番 駒村 保幸 |
| 4番 青木 保 | 5番 久保田清隆 | 6番 野池 久 |
| 7番 長谷部 孝 | 8番 小池 知永 | 9番 渡邊 美佐 |
| 10番 小林 清男 | 11番 清水 貢 | 12番 鈴木啓佐利 |
| 13番 奥山 雅茂 | 14番 山本 忠宏 | 15番 秩津 光博 |
| 16番 北澤 万正 | 17番 横山 幸季 | 18番 高木喜久夫 |
| 19番 曽根 信一 | 20番 花見ひとみ | 21番 近藤 利章 |
| 22番 宮崎 治夫 | 23番 善財 良治 | 25番 和田 修 |
- 4 欠席委員
24番 佐藤 隆
- 5 会議に出席した職員
- | | | | | | |
|----------|-------|-----------|-------|--------|-------|
| 農業委員会事務局 | | | | | |
| 事務局長 | 大島 昭彦 | 主幹兼事務局長補佐 | 笠井 英明 | 事務局長補佐 | 松橋 秀樹 |
| 事務局長補佐 | 西村 武次 | 係 長 | 駒村貴久美 | 主 事 | 相澤 巧基 |
| 職 員 | 浅川 清和 | | | | |
| 農業政策課 | | | | | |
| 主 査 | 瀧澤 千穂 | | | | |
- 6 議 事
- (1) 農地法等に係る事項について
- 議案第287号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第288号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第289号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく
「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第290号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第291号 非農地決定について
報告第94号 農地法第4条の規定による届出について
報告第95号 農地法第5条の規定による届出について
報告第96号 農地法第4条の規定による農業用施設（2a未満）の届出について
- (2) その他農業委員会業務に係る事項について
- 議案第292号 長野市農政懇談会について
議案第293号 第10回長野県農業委員会大会における要請事項について
議案第294号 第20期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催について

曾根会長代理 ただ今から第31回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中24名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号24番 佐藤隆委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願ひします。

青木会長 暑い中、本日の総会にご参加いただきましてありがとうございます。早速ですけれども、今日は「農地のつぶやき」にも書きましたけれども、農地利用状況調査が、いよいよ8月は暑くて9月からのスタートになると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。熱中症対策それから中山間地ではクマ対策も含めてお願ひしたいと思います。基本的な調査のやり方については、既に事務局から調査会資料の配布のときにご説明をいただきましたけれども、あえて私の方からお願ひするものが3つほどございます。

一つは、私ども農業委員会第19期は、今回の利用状況調査が最後になります。この内容を次の20期の方にそのままバトンタッチということで、内容のいわゆる見落としだとか記録も含めて、漏れがないように現場確認と記録をまたお願ひしたいと。それをちゃんと引き継ぎで報告したいというのが一つになります。

それから2つ目ですけれども、既に皆さん方ご承知していますけど、地域計画は基本的には青地、農振エリアを対象にするということを前提で取り組んでおります。他のところはいいかというと、これはあくまでも全農地を対象ということですから大事ですけれども、取り分け地域計画がこれからフォローされるということになりますと、例えば農振エリアで山林だとか原野だとか、そういうのがやっぱりたくさんあると、相当計画そのものがやっぱり狂ってくるというようなこともあると思います。今回特に中山間地中心になろうかと思いますけれども、いわゆる農振エリアでの山林原野がどの程度あるのかということも、ある程度きちんと掴んでいただければありがたいなというふうに思っております。地域計画も当然次期農業委員への引き継ぎがありますけれども、その辺をセットで説明をしていかなければと思います。

それから併せて、農地利用の最適化ということで、いわゆる地域計画の実践ということで、改めて自分の担当の農地を細かく見る中で残される、残さなければならない農地、ここはもうどうしてもダメだという切り離しをしなければいけない農地、基盤整備事業はやっぱりここはやるべきだらうというような農地、有害鳥

獣対策はどうしたらいいかという農地、それぞれいろんな農地があると思いますけれども、せっかくなんで農業委員さん、推進委員さん、さらに協力者も含めて、そういった目で見ていただければありがたいというふうに思います。

2つ目では、私事で恐縮ですけれども、今週 27 日に静岡県に行ってまいりました。目的は静岡県農業会議さんが、県内の農業委員さん、それから推進委員さんに対して、地域計画のいわゆるブラッシュアップを行うためのキックオフみたいな感じで、地域計画をいよいよ実際に作るための動きをどうしたらいいかという研修会を行いました。そこで私に声が掛けられまして、私としては、メインテーマとしては地域計画の中での基盤整備事業に、結構取り組んでおられるというお話を聞いていますので、実際に取り組んだ経験から、取り分け若手の新規就農者を確保するには、農地をやっぱり一番は条件をよくしなきゃいけないだろうということで、農地の傾斜だとか不整形地、狭小地、湿田、連担が困難な場所、こういったところは積極的に基盤整備事業を推し進めていただこうと。それに対する国の無償、いわゆる地権者の負担がなしという制度もこれからどんどん実施されていくと思います。そういった意味も含めて活用いただきたい。ただし、そのやっぱり先頭に立つのは、一番は農業委員さんと推進委員さんが先ず立たないと、行政がいくらやろうやろうと言っても所詮は行政はサポート役です。農業委員さんと推進委員さんがよしやろうと言う覚悟と本気度を持って、初めてこの事業のスタートが切れるんじゃないかと思っています、ということで頑張ってくださいという話をこの講演の中でもしてまいりました。

いずれにいたしましても、一応来年度の基盤整備事業の概算要求は約 8,000 億円、基盤整備事業だけで 8,000 億円、一般会計とは別予算という話も聞いていますので、相当潤沢な予算はとっています。それと並行していわゆるハードルの設定を今よりもっと低くする、やりやすいようにすると。今までの 10 ヘクタールを 5 ヘクタール、5 ヘクタールをさらに 3 ヘクタール、2 ヘクタールとするというようなことも考えているようなので、改めて皆さんの中でもそういった該当場所がないかどうかも含めて、ご検討いただければありがたいなと思います。

今年、今回で県外の講演会 4 回目です。一応これで今年は終わると思いますが、もう既に来年の予約も入っています。全国各地で基盤整備やろうという意欲が高まっていくんじゃないかと思いますので、長野市農業委員会も若穂をやったので、次に松代をいよいよ本格的に採択の方向に今動いていますので。その次はいくらでもやるところがありますよね。特に中山間地もそうだし、

水田もやっぱり 1 枚あたり 7 畝、8 畝、9 畝の面積です。やっぱり最低でも 3 倍。やっぱり 1 枚の水田も 2 反歩から 3 反歩くらいの大きさにしていかなければ、これから生産性が上がらないというふうに思っています。そういうことをすれば絶対に若い人たちが農業をやりたいということで増えると思います。そんな観点から、これから地域計画のフォローアップをお願いしたいと思います。

今日の会議の議題ですけれども、農地法がこれだけでございますのでスムーズに進むかと思いますけれど、ご協力をお願いいたしますとして挨拶といたします。よろしくお願いします。

ありがとうございました。続きまして、大島局長よりお願ひいたします。

皆さんお疲れさまです。まだまだ暑い日も続くということですので、十分熱中症対策をして作業をしていただければと思います。

第 20 期の農業委員、推進委員についてですが、週明け月曜日まで募集期間となっておりますが、現時点で正式な書類はまだ半分ほどなんですけど、各地区に問い合わせたところ一応ほぼ決まったということで、いろいろ選出に携わった農業委員さんには、ご苦労いただきまして感謝申し上げます。今日、午前中に農業委員の選考委員会を開きまして、これで農業委員については来月末か 10 月の頭に選考委員会を開いて、その中で農業委員の形は決まるということになります。推進委員につきましては、また後ほど担当からご説明いたしますが、農業委員会の中で検討委員会を開いて固めるということで、最終的には 3 月の頭に農業委員、推進委員とも今度新しい形でご活躍いただくようになりますのでよろしくお願いします。私からは以上です。

ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

長 それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。改めて、議事進行のご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。ご容赦いただきたいと思います。では最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 15 番 裴津光博委員、議席番号 16 番 北澤万正委員、両委員にお願いいたします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第 39 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与す

ることができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者又は関係者となっている方がおられましたらお申し出ください。よろしいですか。

【該当なし】

議長 特にお申し出がございませんので、なしと判断いたします。次に、議案の訂正等について事務局からお願ひいたします。

笠井主幹 兼局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。初めに、資料の確認をお願ひいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆様に事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願ひいたします。

また、議案の訂正につきましては、本冊農地法議案に2カ所ございました。別紙第31回総会農地法等議案訂正票（総会用）をご覧ください。訂正内容は、本冊の3ページをご覧ください。農地法第3条の9番の議案を削除するものです。9番の削除です。こちらは受人の都合により、申請が取り下げられたためです。続きまして、もう1点の修正は本冊の5ページをご覧ください。農地法第5条の2番の左から2列目になります権利のところです。使用貸借権から賃貸借権に修正をするものです。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長 それでは早速議事に入ります。議案第287号を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

笠井主幹 兼局長補佐 議案第287号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の1ページをご覧ください。番号1番から3ページの11番までの10件でございます。内容につきましては、全て所有権移転案件となります。農家創設の案件は、2ページの5番と6番の2件でございます。10アール未満の案件は、戻りまして2番、3番、4番の3件でございます。2ページをご覧いただきたいと思います。5番の農家創設は、取得する農地が北部地区調査会と中部地区調査会にある案件でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがいまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告につい

善財地区調査会長

て、農家創設を含めてお願ひします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番、併せて5番についてもお願ひいたします。

北部の善財です。調査会における調査結果を報告いたします。1番につきましては、無償の所有権移転、贈与でありまして、親から子への生前一括贈与であります。水稻、長ネギ、ナス他を栽培したいということです。

2番につきましては、渡人は現在神奈川県在住ですが、豊野町の出身であります。今回、受人である須坂在住の方、この方が豊野町地籍に転入予定です。転入予定地に付随した小面積の農地を同時に取得したいということで、10アール未満案件となります。

3番につきましては、受人の商売ですが、自営業ということで、映像編集と宿泊業と記載がありますけれども、現在お住まいの住宅敷地内において、その敷地内にある建物を利用して宿泊業も営んでいるという方であります。今回、この土地を取得して、ジャガイモ、ナス、トウモロコシ他を栽培したいというものです。10アール未満の案件であります。以上3件、調査会としては、農地取得の要件を満たしており、許可相当という判断をいたしました。

5番であります。事務局から説明のあったとおり、北部調査会と中部調査会の2地区に分かれておりますけれども、中部地区調査会が農家創設に関わるヒアリングを行うということで、お話を伺いしておりますが、北部調査会管内の上3つの畑、田んぼについては、近接した3ヵ所に分かれておりますけれども、耕作は十分可能であるということで、中部地区調査会の許可結果が大前提となります。許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長

続きまして、中部地区調査会長から、4番、5番をお願いします。

北村地区調査会長

番号4番ですが、宅地に付随する農地の案件です。受人が今回購入する宅地、それと住宅も中古なんですけれども買うんですが、それと一緒に前の土地、隣接農地を10アール未満になりますが、これを購入して右にあるような野菜、大根等ありますけれども、自家用野菜を育てたいということあります。野菜作りが大好きで友達のお手伝いをしている、そういう経験がありますけれども、聞くところによれば毎日面倒を見ると言っておりますので、調査会では問題はないと考えまして、許可相当の判断をいたしました。

番号5番ですけれども、先ほど北部の調査会長からご説明ありましたけれども、先ほどの農地に加えて中部地区で3筆を所有権移転ということあります。それで耕作者本人に調査会に来てい

ただいて営農計画等を確認いたしましたが、内容にも問題ありません。非常に積極的に農業にこれから参入していきたいと。本業も実はあるんですけれども、それも並行して両立してやっていきたいということあります。頼もしいうふうに感じました。ということで許可条件に適合すると判断しています。以上です。

議長

続きまして、南部地区調査会長から、6番から8番についてお願ひします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。南部地区の調査会では、6番から8番審議いたしました。6番につきましては、有償による所有権移転による農家創設案件でございます。地区調査会に受人の方に来ていただきまして、説明をいただきました。受人は長野県伊那市の出身の方で、千葉の大学進学とともに千葉で生活しておられたという方でございます。今回、農業等に非常に関心を持ちまして、信更町の今泉というところに空き家と隣接する農地を購入いたしまして、9月から移住を計画しているという方です。現在のところ、自家用の野菜等をパートナーの方がおられまして一緒に栽培するというお話でございます。作付けするものは、ジャガイモとか生姜、長ネギ等の野菜類でございます。また、千葉から山奥に移住するということで不安はないですかとお聞きしたところ、生まれは先ほどお話しした長野県伊那市の出身ということで、伊那にはお父さんが信大の農学部の教授をしておられたという方であります。そういうことで、田舎で育ったということで、特に問題ないということをおっしゃっておられました。したがいまして、耕作に必要な農機具等も所有されているとのことですので、内容に問題がないと思われます。

続きまして、7番ですけれども、こちらは贈与による所有権移転であります。渡人は相続で農地を取得しましたが、耕作等の管理が難しいということで、隣接地を耕作している受人に贈与するというものですでございます。受人は定年帰農者で、今回、双方の利害が一致したということから、規模拡大のため引き取るというものです。作付予定の作物は桃です。

続きまして、8番ですけれども、有償による所有権移転です。受人は松代町の東条の方ですが、実家が申請地の信更の高野というところですけれども、受人の実家の父親が申請地の周辺で農業をやられておられまして、既にその申請地を管理されているということでございます。受人も通いながら父と一緒に耕作をしているということでございます。所有権移転をするものであります。作付予定品種は水稻ということでございます。

あと9番は、先ほど説明ありましたけど、取下げということで削除をいたします。いずれも許可条件に適合しております、調査会で

- 議長 は許可相当と判断いたしました。以上です。
- 近藤地区調査会長 それでは、東部地区調査会長から、10番及び11番をお願いいたします。
- 東部地区調査会の近藤です。10番、11番とも渡人が高齢等で耕作ができないという中で、それぞれ有償による所有権移転が行われたものです。10番の受人につきましては、今回の農地周辺で農地の集約を進めている方で、一部耕作、また耕運機等で管理がされている状況です。
- 11番につきましては、松代関係で、譲渡人、譲受人が旧知の間柄という中で、今回所有権移転が行われたということで、譲受人についても耕作を行う中で特に問題はないということです。ということで、いずれも許可相当と判断をいたしました。以上です。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告につきまして、発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第287号につきまして、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第287号は、原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして、議案第288号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹 兼局長補佐 議案第288号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の5ページをご覧ください。番号1番から次ページの6番までの6件でございます。5ページをご覧ください。1番は、工事用クレーンヤードを設置する一時転用案件で、許可日から令和8年3月31日までとしています。2番は、倉庫の建築と駐車場を設置する転用案件です。3番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。
- 6ページをご覧ください。4番は、工事用重機置場と駐車場を設置する一時転用案件で、許可日から令和7年10月31日までとしています。5番は、駐車場を設置する転用案件です。6番は、砂利採取用地としての一時転用案件で、許可日から1年間としています。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。
- また、先月の総会で許可すべきものとしてご決定いただき、県に進達しております農地法第4条の2件及び5条の2件の案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。

議

長

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

善財地区調査会長

ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願ひします。

北部の善財です。1番につきましては、先ほどの事務局の説明どおり一時転用案件でありますて、転用理由がそこに記載がありますけれども、この工事は、長野県発注の道路改良工事に伴う一連の工事の中の駒沢川へのボックスカルバート敷設による河川工事になります。それぞれ貸人3筆に分かれておりますが、一連のクレーンヤードの設置の目的のために使用したいというものであります。周辺農地に与える影響は少ないということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議

長

続きまして、西部地区調査会長から、2番から4番についてお願ひします。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田です。2番につきまして、借受人は碎石事業者で、事業拡大に伴う事業敷地の測量等で、本件農地が倉庫敷地及び駐車場として長年使用されていることが判明し、この度、顛末書を添付して農地転用の申請に及んだものです。許可要件を満たしており、周辺は急斜面の木が生い茂っている地域で、農地転用による周辺農地への影響が少ないと認められ、調査会では許可することとしました。

3番につきましては、有償の転用に伴う所有権移転事案であります。昭和60年1月に、受人の父の代に賃借権を目的とした使用許可を申請しましたが、その際、本来許可が必要であった本件土地が漏れ現在に至っているもので、今回、改めて許可申請を行うものです。許可要件を満たしており、農地転用による周辺農地への影響が少ないと認められ、調査会では許可することとしました。

4番につきましては、一時転用事案であり、借受人は国の補助による道路舗装工事に伴う重機置場及び駐車場として一時転用の許可申請を行ってきたもので、一時転用による農地の周辺への影響も少ないと認められ、調査会では許可することとしました。以上です。

議

長

北村地区調査会長

続きまして、中部地区調査会長から、5番をお願いします。

5番は、駐車場設置の追認案件です。この申請地は、受人の義理の父親の農地でありますが、現在受人が砂利を入れて駐車場として利用しているということであります。今回、そのことを自覚いたしまして、顛末書も出してもらって、5条処理を行って違反状態を解消したいということであります。ちょっと付け加えます

と、この北側の土地、その北側に水路がありますね、そこに砂利が流出しないシートで覆うということも、今回改めて確認いたしました。以上のことから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上です。

議長
小林地区調査会長

最後に、南部地区調査会長から、6番についてお願ひします。南部地区の小林です。南部地区調査会では、番号6番について審議をいたしました。賃貸借権を設定する一時転用案件でございます。場所は篠ノ井の西寺尾、古戦場の近くで砂利採取用の用地という転用申請です。地区調査会に先立ちまして、私と担当委員と事務局が現地で集まり、事業者から聞き取り調査を行いました。周辺農地への影響について、周辺の果樹、水稻に影響がないよう、粉塵等出る作業は収穫が終わったことを確認した上で実施するということでございます。埋め戻し用の土などにつきましては、検査により基準を満たしているかチェックを行い、底厚50センチ埋め戻すとのことでございます。埋め戻し後は、表土に石が混ざっていないか確認し、その都度石拾いを実施するという話です。事業の終了後の修復につきましては、地主さんと確認を行い、作付けの目的に合うよう事業者が責任を持って行うとのことであります。なお、許可日から1年間ということになっています。南部調査会でも審議したけれども、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないということで、許可いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議長

それでは意見がないようなので、採決に入ります。議案第288号につきまして、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第288号につきましては、許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第289号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼局長補佐

議案第289号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく「農用地利用集積等促進計画」の要請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。本件は、長野県農業開発公社によるマッチングが完了した所有権移転の案件です。本来であれば、公社から農業委員会に対して意見聴取を行う流れですが、所有権移転のため譲渡人から県公社、県公社から譲受人への所有権移転の処理が2回発生します。この手続

きを速やかに進めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農業委員会からの要請という形を取ることで事務の短縮を図ります。また、委員の皆様に地区調査会までにご確認いただきます内容は、農地法第3条の許可要件と同じ内容でございます。

続きまして、議案の説明を行います。番号1番及び2番の2件です。1番は、農地が豊野町蟹沢に所在する2筆で、面積は987m²です。2番は、農地が若穂綿内に所在する2筆で、面積は1,182m²です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、要請に必要となる当該状況のうち、すべての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められる場合と、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められる場合について確認したところ、当該状況を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議

長

ただ今、事務局より説明がありました。それでは、調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願ひします。

善財地区調査会長

北部地区調査会の善財です。1番につきましては、受人、現在ブドウを栽培している畑を所有しております。そのブドウ畑に隣接する本件申請地を取得しようとするものであります。許可要件に合致しているということで、許可相当と判断いたしました。以上です。

議

長

続きまして、東部地区調査会長から、2番についてお願ひします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会の近藤です。当該地につきましては、受人が10年ほど前から口頭による貸借で既に耕作を行っている農地です。譲渡人については、配偶者の方が亡くなった後、相続をされたということで、年齢的にも耕作が楽しんではできないという中で、今まで貸借を行っていた受人へ所有権移転を行ったというものです。ということで、問題はないと判断しました。以上です。

議

長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

事務局、今後も農地中間管理機構を経由した、いわゆる土地の売買については、こういう形で議案が提案されることですね？

笠 井 主 幹
兼 局 長 補 佐

おっしゃるとおりです。

- 議長 従来は、いわゆる円滑化事業で農業委員会でやってたけども。
- 笠井主幹 そうです。
- 議長 他に質問よろしいですか？ どうぞ。
- 北村地区調査会長 事務局にお聞きしたいんですけど、農業委員会の要請とした処理をするという状況は、成り立ったものについてはこういうふうになってくるということですか、これからは。例えば、片方だけだったら、そういう要請とかそういうのがないとか、そういう理解なんですか。
- 笠井主幹 おっしゃるとおりです。県公社の方でマッチングが完了した案件の報告が来まして、それについて要請するという形になります。
- 北村地区調査会長 要請しなかったらどういう処理になるんですか。それはできないということですか。
- 笠井主幹 公社からこちらの方に意見聴取という形があるんですけれども、それが本来の法律です。この例外規定を行うことによって時間短縮が図れるという、所有者にとって有利な方向性をとるためには、この方法を使って進めていくという形です。
- 議長 よろしいですか？
- 北村地区調査会長 はい。
- 議長 それでは意見が出尽くしましたので、採決に入ります。議案第289号について、原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成を確認しました。議案第289号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。
- 続きまして、議案第290号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。
- 農業政策課 瀧澤主査 農業政策課の瀧澤と申します。議案第290号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊をご覧ください。それでは、議案の説明に入ります。1ページをご覧ください。受付表でございます。今回の農業振興整備計画の変更は、軽微変更1件です。
- 2ページをご覧ください。事業計画者である●●氏が既に設置している農業用倉庫の追認案件です。軽微変更面積は464m²です。詳細につきましては議案に記載のとおりですが、軽微変更の5要件に照らし特に問題ないと判断いたしました。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、南部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告

をお願いいたします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。農業政策課から説明がありました軽微変更について、南部調査会で審議しました。申出者は、安曇野市に居住し、申出地周辺の農地を耕作しております。作業効率向上のため、耕作に必要な農業用車両、農機具、農業用資材の保管用の倉庫を設置したものです。これらの倉庫は申出者の親族が設置いたしまして、申出者が相続し今回申し出たものでございます。南部調査会では、審議した結果、追認の案件であり周辺農地の営農条件等に支障を生じる恐れがないと認められますので、問題なしと判断いたしました。以上です。

議

長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明及び南部地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。軽微変更の追認案件ということで、事実確認でよいと思いますが。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議

長 ご意見ないようですので、採決に入ります。議案第 290 号について、農振除外及び軽微変更を相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 290 号は、原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。農業政策課さん、ありがとうございます。続きまして、議案第 291 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹
兼 局 長 補 佐

議案第 291 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の 9 ページをご覧ください。番号 1 番から 19 ページの 272 番までの 272 件でございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で、山林原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

19 ページをご覧ください。一番下のところにあります黒枠の中です。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 94 筆で面積が 88,510 m²、原野が 178 筆で面積が 62,929.14 m²、合計で 272 筆 101,439.14 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議

長 ただ今、事務局で説明がありました。これより質疑に入ります。

当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。阿部委員どうぞ。

阿 部 委 員 すみません。畑と田んぼになっているんだけど、10年くらい前まではやっていたのか。何年くらい前までは畑や田んぼで活用してたか分かりますか？

議 長 全部の案件で？

阿 部 委 員 適当って言ったら怒られるけど、地域ごとでもし分かれば。

笠 井 主 幹 すみません。直近の衛星写真で最終確認をとっております。直兼局長補佐 近といいますと遅くとも2年くらい前なんですが、要するに何年くらい前から荒れたかということは把握できていないです。

阿 部 委 員 本人もこの場所だって実際には行ってないから分からないうことなんですね。

議 長 どうでしょうか。私は、これ全部現場に行っています。現場確認して、中にはよく見ないと耕作地のすぐそばで杉だとかで日陰で困るとかっていうのがあるんですよ。ポツンと真ん中に非農地されても、それこそ周りに影響が出るじゃないですか。だから私の場合は全部チェックしています。そうじゃないとこれオッケーしちゃうと、結局周りの人たちが迷惑を被るという前提で動いていますけど。調査会長や他の委員で、もしそんなことで意見あれば、お聞きしたいと思いますけど。

阿 部 委 員 若穂みたいに近くにあれば、山の奥でよく分からないと行きようがない。

議 長 場所にもよると思いますけど。いわゆる住宅なり現耕作地として生きているところであれば、それは慎重に判断をしないといけないと思います。ただもうどう見ても山の中で、もう20年も30年もというようなことが明らかであれば、それは地図確認である程度はいいんじゃないかと思います。まあケースバイケースですね。もし、他の委員でご意見があれば。

でもここやっぱり注意しなきゃいけないと思います。これはもう無条件でいいということではなくて、これはあくまでも地権者の意思だからね。それが周りの方に迷惑かかっているかどうかというのは、我々の責任において判断しなければならない。そのための責任として手を上げてもらうんで。よろしいですかね。他にございますか。なければ採決に入ります。議案第291号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第291号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第94号、95号、96号について、事務局より説明をお願いします。

笠 井 主 幹 報告第 94 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼 局 長 補 佐 申し上げます。本冊の 21 ページをご覧ください。番号 24 番から
22 ページの 30 番までの 7 件です。農地を農地以外に転用する場
合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらか
じめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の
転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない
転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につ
きましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はな
く、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げ
ます。

続きまして、報告第 95 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。23 ページをご覧ください。番号 36
番から 27 ページの 53 番までの 18 件です。同じく市街化区域内
の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届
出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、
書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しております
ので、ご報告申し上げます。なお、24 ページをご覧ください。42
番はバツ印となっております、これは事務局長専決後に届出者か
ら取消し願いがありましたので、事務局長専決で取消しを行って
おります。なお、修正後の届出は、来月の総会で報告する予定で
ございます。

続きまして、25 ページの 44 番と 45 番をご覧ください。こちら
もバツ印となっております。42 番同様に、事務局長専決後に届出
者から受人の変更に伴う取消し願いがありましたので、事務局長
専決で取消しを行っております。なお、変更後の届出は、26 ペー
ジの 50 番と 27 ページの 51 番でございます。

続きまして、報告第 96 号 農地法第 4 条の規定による農業用施
設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。29 ペ
ージをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業
用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満
で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員会へ届
出書を提出いただいております。

以上、報告案件の 3 件について、内容等につきましては記載の
とおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理
しておりますので、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から報告第 94 号、95 号、96 号について説明が
ありました。発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

- 議長 それでは、質問がないようです。報告事項ですので、それぞれご承知おきください。
- 西村事務局長補佐 次に、その他農業委員会業務に係る事項についての審議を行います。最初に、議案第 292 号 長野市農政懇談会について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
- 西村事務局長補佐 事務局の西村と申します。着座にて説明させていただきます。資料の 1、議案第 292 号 長野市農政懇談会についてをご覧ください。長野市農政懇談会の開催日時、内容につきましては、過日開催の地区調査会におきまして、委員の皆様にお諮りした結果を踏まえ、総会にお諮りするものでございます。なお、地区調査会では、修正等のご意見がございませんでしたので、お示ししたとおりの日時、内容でご決定いただきますよう、よろしくお願いいいたします。説明は以上でございます。
- 議長 ただ今、議案第 292 号 長野市農政懇談会につきまして、事務局から説明がありました。ただ今の説明につきまして、皆さんの方からご意見がございましたら、お願いいいたします。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議長 特にご意見ございませんが、確認の意味で採決を行います。議案第 292 号につきまして、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長 全員の方の挙手を確認いたしました。よって、議案第 292 号につきましては、原案のとおり決定いたしました。
- 西村事務局長補佐 続きまして、議案第 293 号 第 10 回長野県農業委員会大会における要請事項についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 西村事務局長補佐 資料 2、議案第 293 号 第 10 回長野県農業委員会大会における要請事項についてをご覧ください。11 月 19 日水曜日に、松本市のキッセイ文化ホールにおいて開催される第 10 回長野県農業委員会大会における国、県に対する農地利用最適化の推進に関する要望事項につきまして、過日開催の地区調査会におきまして、委員の皆様にお諮りした結果を踏まえ、総会にお諮りするものでございます。なお、地区調査会では、修正等のご意見がございませんでしたので、お示ししたとおりの内容で、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいいたします。説明は以上です。
- 議長 11 月 19 日に、長野県農業委員会大会が開催されます。ここで、長野市としての意見を具体的な形で提案させていただきました。50 歳以上の者への就農支援、それから県に対しては、親元就農者に対する支援という形で、調査会でもお諮りしていただいたわけ

ですけれども、これにつきましてご意見あれば。長野市の意見としては、こうなんですけれども、長野県としても、改めて県の決議機関がありますので、そこで最終確認して提出するかどうか、ということですね。決まれば、その内容を持って直接、県知事にお願いに行くという形でございます。よろしいですかね。

【意見なし】

議長 では、確認をしておきます。第10回長野県農業委員会大会における要請事項についての議案について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の挙手を確認いたしました。よって、議案第293号 第10回長野県農業委員会大会における要請事項につきましては、原案のとおりに決定いたしました。

続きまして、議案第294号 第20期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 資料の3、議案第294号 第20期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催についてをご覧ください。農地利用最適化推進委員の委嘱のための検討委員会の委員は、長野市農業委員会農地利用最適化推進委員検討委員会設置要綱第3条の規定により、長野市農業委員会役員で構成し、当設置要綱第2条で、推進委員の委嘱のための検討等を任務とすると定めております。資料の2枚目は、農地利用最適化推進委員の担当区域と担当人数をお示ししたものです。

資料の最後のページをご覧ください。最後のページは、推進委員の選考フロー チャートをお示ししたものになります。推進委員の公募・推薦を8月1日から9月1日まで行いまして、9月1日の時点で、応募者が定員を満たした場合は、下の矢印にお進みいただき、第1回検討委員会を開催し書類審査を行います。9月1日の時点で、応募者が定員に達しなかった場合は、右の矢印の方にお進みいただき、期限を定めて再募集を行います。再募集の結果、応募者が定員に達した場合は、第1回検討委員会を開催し、書類審査を行います。

次に、第1回検討委員会において、書類審査のみで推進委員の定員を充足した場合は、下の矢印にお進みいただき、最終決定・農業委員会総会で審議を行います。第1回検討委員会におきまして、追加の審査の実施が必要となった場合には、第2回の検討委員会で面接審査を行います。そして、検討委員会での審査の結果を、農業委員会総会で審議をいたします。

その下の表は、農地利用最適化推進委員検討委員会の開催の日

程につきまして、現時点での予定を記載したものでございますが、検討委員会は、推進委員の公募・推薦が定員に達した場合に、表にあります日程で開催したいと考えております。

なお、本日の総会でご決定いただきたいことは、第 20 期の農地利用最適化推進委員の選考は役員が行うこと、選考の過程等については、選考フローチャートのとおり行うという点につきまして、ご決定いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。第 20 期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催ということで、ポイントは 2 つです。組織で、誰が委員になるかが一つ。それから、その会議の選考フローは、この内容でいいかという 2 点です。この内容で、要綱が決まっていますので確認です。この内容でよければ採決に入りますけれども、原案のとおり、よければ挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。議案第 294 号 第 20 期体制に係る農地利用最適化推進委員検討委員会の開催については、原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。予定していた本日の議題については終わりましたが、委員から議案となり得る提案がございましたらお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、慎重審議いただきましてありがとうございました。全て予定とおり審議終了いたしましたので、進行を曾根代理にお願いいたします。よろしくお願ひします。

青木会長ありがとうございました。次に、8 のその他に移ります。本日の総会全体を通して皆様からご意見等ありましたら、ご提案をお願いします。なければ、事務局から今後の日程説明をお願いします。

私から今後の日程について申し上げます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、32 回総会は、9 月 30 日火曜日の午後 1 時 30 分から、第 2 庁舎 10 階の会議室 203 で行います。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。9 月の地区調査会及び農家相談会の日程、10 月開催の会議等の予定を追加しましたので、委員の皆様よろしくお願ひいたします。連絡事項の説明は、以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございました。以上で第 31 回の総会を終了といたします。ご苦労さまでした。